

平成25年4月～

家庭ごみの出し方が変わります。

家庭ごみの出し方や収集方法については平成17年7月の合併前の各市町村がそれぞれの事情や経緯を勘案して作り上げたルールを適用してきましたが、市民サービスにおいて地域間での差が生じる課題も残してきました。ごみの排出量は年々減少傾向にありますが、さらなるごみの減量、リサイクルを進め、ごみ処理施設の再編などによる財政負担の軽減や最終処分場の延命化を図るために、全市域でのルールを統一することになりました。

【主な点】

- ごみの分別、収集頻度・方法の統一
- 指定袋制度の統一
- 連絡ごみの有料化

平成24年度は、市民の皆さんや関係機関への説明、周知を図ります。

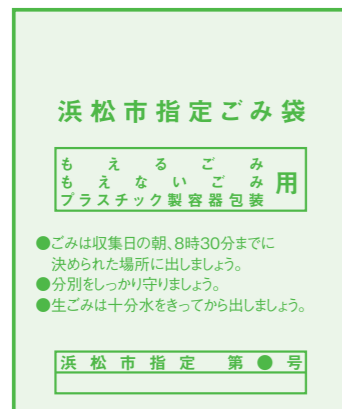
ごみ袋を市内で統一の指定袋に変更します。

【指定袋の仕様】

「浜松市指定ごみ袋」と印字された透明・半透明の袋(以下、「指定袋」)でごみを出してください。指定袋の大きさは45L以内(その他30L、15Lなど)とします。

【対象となるごみの種類】

- もえるごみ
- もえないごみ
- プラスチック製容器包装



指定袋のイメージ

平成25年4月以降のごみの分別と収集方法

品目	ごみの出し方
1 もえるごみ	指定袋
2 もえないごみ	指定袋
3 連絡ごみ	受付センターへ連絡
4 資源ごみ・無色びん	コンテナ(※)
5 資源ごみ・茶色びん	コンテナ(※)
6 資源ごみ・その他びん	コンテナ(※)
7 資源ごみ・缶	コンテナ(※)
8 資源ごみ・ペットボトル	コンテナまたはネット
9 プラスチック製容器包装	指定袋
10 特定品目 蛍光管、乾電池、水銀体温計、ライター、スプレー缶	コンテナ (1) 蛍光管、 (2) それ以外の2種類

(※)コンテナは、無色びん、茶色びん、その他びん、缶の4種類です。

連絡ごみの処理が有料になります。

【連絡ごみとは】

粗大ごみといわれる大きなもの(家具や自転車など1つの辺が60cm以上のもの)や小さくても一部に厚手の金属が使われていて、「もえないごみ」として取り扱うことができないもの(アイロン、炊飯器など)です。

【手数料の額】

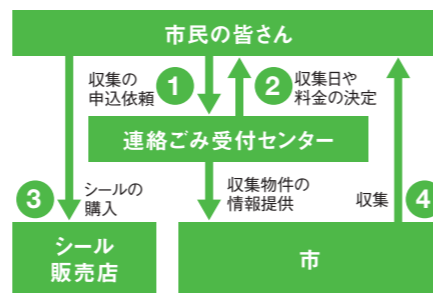
連絡ごみの重さや大きさによって、品目別で1点ごとに300円、600円、900円、1,200円の4段階で設定します。

【料金の一例】

品目	手数料の額
アイロン(厚手の金属を含むものとして)	300円
オーディオコンポ	300円
照明器具	300円
テーブル(天板の最大の辺が100cm以上)	600円
ガスコンロ	600円
自転車	600円
学習机	900円
たんす(たて・横・高さ三辺の合計が250cm以上)	1,200円
オルガン	1,200円

【連絡ごみ収集手続きの流れ】

- 1 収集の申し込み
- 2 受付センターへ電話などで連絡(収集日や料金が決定します。)
- 3 処理券シールの購入
公共施設やコンビニエンスストアなど(予定)で必要な金額分の処理券シールを購入
- 4 市が収集
決められた日に家の軒先などに出す。



5軒に1軒

生ごみは家庭で堆肥にする

平成24年度も生ごみの減量のために「生ごみ堆肥化推進事業」として、生ごみ堆肥化容器(密封発酵容器やコンポスト)を希望世帯に各2個(2,500世帯程度)配布します。平成元年にモデル事業として始めて以来、24年間続いています。途中合併を経て配布エリア、世帯ともに増えて、のべ62,023組配布しました。これは全世帯のおよそ20%に相当します。堆肥化容器などの使用方法を正しく理解して、失敗することなく継続して使用してもらるように説明会も行っています。堆肥化容器には、密封発酵容器とコンポストの2種類があり、密封発酵容器はアパートやマンションなど庭がない世帯でもベランダなどで生ごみを堆肥化することができます。また、平成19年度からは家庭にある段ボールを使ったコンポストによる生ごみの堆肥化の普及も行っています。

【申込方法】

往復はがきに希望する容器、住所、氏名、電話番号、受取場所、返信用に宛名を記入の上、各区担当課まで。(応募多数の場合は抽選になります)

【申込先】

〈まちづくり推進課〉
●中区 ●西区 ●北区 ●浜北区 ●天竜区
〈区民生活課〉
●東区 ●南区

【申込期間】

平成24年5月15日(火)まで

【受取日】

平成24年7月7日(土) 午前9時～11時30分
※佐久間協働センターは7月9日(月)～13日(金)の開館時間中

【受取場所】

各区役所
※天竜区は、春野、佐久間、水窪、龍山の各協働センターでも可能



74カ所

使用済みインクカートリッジは回収箱へ

プリンタメーカー6社による共同活動の「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、家庭から出されるインクジェットプリンターの使用済みのインクカートリッジを回収しています。回収されたカートリッジは様々な用途で再利用されると同時に、回収されたインクカートリッジ1つにつき3円が国連環境計画(UNEP)に寄附され、森林保護などの環境保護活動に活用されます。

【回収できるインクカートリッジ】

ブラザー、キヤノン、デル、エプソン、日本HP、レックスマーク製の純正品

【回収場所】

清掃事業所、区役所、協働センター、公民館など74カ所



16,270本

使用済みてんぷら油をバイオディーゼル燃料に

家庭から排出される廃食用油(植物性の使用済みてんぷら油など)を市の施設で回収しています。回収された使用済みてんぷら油は、平成22年度では、29,286L、一升瓶16,270本相当になりました。この油は再資源化業者により、バイオディーゼル燃料に精製し、市内のごみ収集車の燃料として使用しています。

【回収する廃食用油】

家庭から出る液状の使用済みてんぷら油など
※動物系、石油系、燃焼、塗料、薬品で固めたものなどは回収できません。

【回収方法】

てんぷら油を取り除き、市販容器やペットボトルなどで持ちください。回収場所にある回収用ポリタンクに移してください。

【回収場所】

清掃事業所、区役所、協働センター、公民館、消防署など69カ所

TOPICS

浜松市のごみ・リサイクル関係の施策、お役立ち情報

5カ所

みどりの回収とみどりを育てるチップの配布、みどりのリサイクル

家庭や地域から出される剪定枝葉、落ち葉、草花などを再資源化利用するために、市内5カ所で回収し、資源化業者でチップ化しています。できたチップ材は、希望される市民へ無料配布しています。チップ材は生ごみ堆肥化の原材料になったり、家庭菜園などの土作りに利用できます。ただし、配布するチップ材は未発酵、熟成していないものなので、使用には注意が必要です。

【回収場所】

- 北清掃事業所(東区有玉西町782-1)
☎471-5385
毎週月～金曜日(祝日及び12月29日～1月3日を除く)
毎週日曜日
- みどりのリサイクルステーション(北区細江町中川870-3)
☎453-6192(資源廃棄物政策課)
毎月第2・4日曜日、第3水曜日(8月15日を除く)
- 南清掃事業所(南区江之島町1715)
☎453-6192(資源廃棄物政策課)
毎月第2・4日曜日
- 西部衛生工場(西区伊左地町1570-2)
☎453-6192(資源廃棄物政策課)
毎月第1・3日曜日
- 浜北清掃センター(浜北区永島954)
☎586-8686
毎週月～金曜日(前日までに要予約)
(祝日及び12月29日～1月3日を除く)
※それぞれ、時間が違いますのでご確認ください。

【チップ配布場所】

- みどりのリサイクルステーション(北区細江町中川870-3)
☎453-6192(資源廃棄物政策課)
- 浜松環境維持管理株式会社(西区佐浜町5366-1)
☎485-9887
- 阿多古建設事業協同組合(天竜区両島873-1)
☎925-7878
- 幸和工業株式会社(北区三幸町272)
☎436-8481
- 有限会社コスモグリーン庭好(南区堤町1187)
☎465-5208
※事前に連絡をしてください。

■問い合わせ先 浜松市資源廃棄物政策課 中区鴨江二丁目11-2 保健所3階 ☎453-0026
市ホームページ(HP)トップ→くらしの情報→暮らし→ごみ・リサイクル→ごみの出し方→家庭ごみのルール統一)

■問い合わせ先 浜松市資源廃棄物政策課 中区鴨江二丁目11-2 保健所3階 ☎453-6192
市ホームページ(HP)トップ→くらしの情報→暮らし→ごみ・リサイクル→リサイクル)